

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

平成29年10月教育委員会会議：定例会

期 日 平成29年10月18日(水) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時06分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 なし

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	古林 聖哉
	社会教育課長	檜垣 幸夫	文 化 課 長	鈴木 千春
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・協議事項1件の上程

2 報告事項

①教育長より2件報告

- ・10月3日開催の校長会議、同じく6日開催の教頭会議について報告する。

1つ目は、機能するチームの条件、組織力を高めるという意味での条件について話をした。組織がチームとして力を発揮しているかどうかは、いつも念頭に入れなければならない。子どもは、手を加えて初めて育つわけだから、指導者側の体制が大事である。そのために、次の2点について認識しておくことが重要だということで話をした。

1つ目は、組織とシステムを整えること、特に主任が役割を果たしているか、それと急な対応が生じたとき、互いの役割と指示を出す職員を割り振って明確にしておくことが大事である。

2つ目は、チームマネージャーが存在していること。チームマネージャーの役割で一番大事なことは、まとめる力があること。つまり管理職はまとめる力を必

要とする。まとめる力とは何かそれぞれが認識しておくことが大事である。一番重要なことは、全ての職員が同じ目標に向かって取り組んでいるかどうかである。それと、職員間で意思の疎通が綿密かどうか判断になるという話をした。

大きな2つ目として、1つの重大事故の背景には小さな事故が必ず潜んでいるという話である。ハインリッヒの法則で示され、労働災害における経験則の一つで、1つの重大事故の背景には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常が存在するという法則である。いろいろな案件が発生したとき、その背景には何が存在するか考察していくことが大事である。根本的な改善点を洗い出さないと事故は再発するからである。小さな事故を防ぐことが大きな事故を抑止する。不祥事や交通事故を例に挙げれば、不祥事を予見できる情報や職員間の情報を確実に把握し、具体策を講じること。見て見ぬふりはできない。また、職員を個別に呼んで指導することをちゅうちょしないこと。目の前のアクシデントをトラブルにしないように対応をお願いする。

教頭会議では、同じく2つ話をした。重なることだが、強いチームの条件ということで教頭会議では話をした。最も重要な条件は、先生方全員が目指す目標を共有できていること。例えば授業に臨む学校全体の取り組み、生徒指導に関する初動対応、職員間の共通行動ができていて、教育目標に向けた取り組みが顕著であること。この条件を満たすには、チームマネージャーが存在し、まとめる力があること。管理職は、まとめる力を必要とする。また、職員間の意思の疎通が円滑かどうか絶えず点検しながら、職責を果たしていただくようお願いする。

2つ目は、人を動かすとは人の心を動かすことであるという話をした。管理職は、先生方に仕事をお願いするという姿勢が大事である。心を動かすような言葉や行動が人の機微に触れるもの、決して人に好かれなくてもよい。尊敬される人であることが心を動かすことにつながる。先生方の士気を高める一言は心を動かし、教育活動を円滑に進めることにつながる。このような話をした。

②教育委員会職員の人事異動について【教育総務課長】

平成29年10月1日付の教育委員会職員の人事異動について報告する。

お手元の資料のとおり、中央公民館主査補、下原勉が根郷公民館に異動となり、その後任として企画政策課主幹、大槻泰之が中央公民館に異動となっている。

また、根郷公民館の学芸員、松田富美子が文化課に異動となり、文化課の主事、小林弘典が企画政策課に異動となっている。教育委員会職員の人事異動については以上である。

③平成29年度8月市議会定例会について【教育総務課長】

平成29年度8月市議会定例会について報告する。

8月市議会定例会は、8月28日から9月26日までの30日間を会期として行われた。一般質問については、9月4日から9月7日までの4日間、教育委員会関係の質問については12名の議員から質問があった。主な内容としては、佐倉図書館の施設整備に関すること、公共施設等総合管理計画における学校施設の今後の計画に関することなど、多岐にわたる質問があった。質問の概要及び答弁の概要については、お手元に配付をさせていただいた答弁記録によりご確認をお願いする。

次に、議案について、教育委員会関係は平成 28 年度佐倉市一般会計歳入歳出決算の認定については、起立少数で不認定とされた。また、議案第 10 号 平成 29 年度佐倉市一般会計補正予算については、起立多数で原案可決された。そのほか 8 月の定例教育委員会議で議決いただいた使用料等の見直しに関する基本方針に基づく条例関係である、議案第 23 号、議題 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号については起立多数で原案のとおり可決をされた。また、教育委員会の議案ではないが、人事案件として上程された議案第 34 号 教育委員会委員の任命については、議決結果のとおり市議会において同意をいただいた。

最後に、発議案第 2 号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書については、起立全員で原案可決された。

なお、詳細は議決結果一覧を配付しているので、ごらんいただきたい。

④第 63 回佐倉市幼・小・中学校図画書写作品展について【指導課長】

第 63 回佐倉市幼・小・中学校図画書写作品展について報告する。

10 月 11 日の水曜日から 15 日の日曜日の 5 日間開催した。例年、6 日間の開催になっているが、今年度の日程は、週の予定の関係で 1 日ちょっと少ない開催となってしまった。今年度は、書写の作品が 787 点、それから図画が 555 点出品をされた。参観者は延べ 9,000 人を数え、大変好評であったというように報告を受けている。

⑤全国学力・学習状況調査の結果について【教育センター所長】

全国学力・学習状況調査の結果について報告する。

調査目的は、教育水準の維持向上の観点から、子供たちの学力や学習状況を把握分析し、教育実践の成果と課題を検証し、今後の教育指導のポイントや授業改善に役立てるものである。

調査結果の公表については、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすために学校だより、ホームページで公表している。この際、調査は学力の特定の一部分を評価するものであり、学校における教育活動の一側面であるということを踏まえて公表していただいている。また、序列化や過度な競争が生じないようにするために、教育上の効果や影響等を十分に配慮することから、個々の学校名についてはその教育上の影響などを踏まえて公表していない。調査結果については、単に数値のみの公表ではなく、結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表することで今後の改善方を示していくことが重要になる。

対象学年については、小学校 6 年生と中学校 3 年生、実施教科は国語と算数、中学校は数学という 2 教科になる。

A 問題については、主として知識、基礎に関するもので、身につけないと後の学年等で学習内容に影響を及ぼす内容、それから実生活において必要であり、活用できる知識、技能をはかっている。B 問題については、活用に関するもので、知識、技能を実生活のさまざまな場面に活用する力、課題解決のために見通しを持って実践する力をはかるという観点でつくられている。

また、生活習慣、学習環境についての調査を子どもたち全員に実施している。

なお、保護者のアンケートについては、全国の抽出校のみで行われている。

初めに、1 番目の全国学力状況調査の結果をごらんいただきたい。表の上から順に佐倉市、千葉県、全国の平均正答率をあらわしている。ここからわかる

ように、小学校については国語、算数の知識及び活用については全国平均をほぼ上回っている。中学校については、国語の知識及び活用については全国と同程度、数学については全国平均を下回っている状況になっている。また、この表からはうかがえないが、観点や領域別に見ると小学校の国語では話す、聞く及び書く能力について良好な結果になっている。また、算数では数量や図形についての知識、理解がおおむね良好な状態である。中学校については、国語の話す、聞く能力については良好だったが、数学の関数、資料の活用、記述問題等に課題が見られる。

これらの結果について分析を行い、授業改善のためのヒントをまとめたものが2、各教科の課題及び授業改善のヒントになる。特色が見られた調査結果についてまとめてみたが、黒三角印は、正答率で課題の見られたものの問題の意図しているものを示している。問題の概要をあらわしている。また、星印については、その改善策というふうな形でまとめさせていただいた。

児童生徒の生活習慣、学習環境についての調査については、3の児童・生徒についてである。特色が見られた調査結果についてまとめてみたが、白丸が全国平均に比べて良好なもの、三角印は課題の見られたものである。小中学校合わせた全体的な傾向を例に挙げると、基本的な生活習慣では起床時間は93%以上が肯定的な回答をしている。規範意識、校則を守るでは95%、道徳意識の項目の中で困っている人を助けるについては89%が肯定的な回答を示している。特に読書が好きは81%だが、これは全国平均と比べて10ポイント近く上回っており、佐倉市の読書教育の成果と考えられる。一方、プレゼンテーションのような表現に関する学習に苦手意識を持っていることもうかがえた。

最後に、4番として各校に取り組んでほしいこととして、教育実践の成果と課題から今後の児童生徒、子どもたちへの教育指導のポイントや授業改善等についてまとめさせていただいた。

⑥平成29年度佐倉学子供作品展について【社会教育課長】

平成29年度佐倉学子供作品展について報告する。

第2回となる佐倉学子供作品展を幼・小・中学校図画書写作品展とあわせて開催をした。各校からの出品数は合計で37点であり、多くの方にごらんをいただいたところである。今回より佐倉学大賞並びに優秀賞の選考をした。ほかの出品者には佐倉学賞を贈呈している。また、出品者全員に佐倉学ジュニアリーダーのバッジを授与している。どれも佐倉学に関することを実際に訪問したり丹念に調べたり整理したりした作品であり、大変好評をいただいた。今後も佐倉学の一層の振興を図るため、検討を加えながら実施している。

なお、資料裏面に出品作品の一部の写真を掲載している。

⑦佐倉オランダ児童交流事業について【文化課長】

佐倉オランダ児童交流事業について報告する。

こちらの交流事業は、平成元年から始まっており、ほぼ隔年でお互いのまちや学校を訪問し合って交流を進めており、ことしは佐倉の子どもたちがオランダに行く年となっている。資料に簡単な概要を掲載させていただいているが、日にちは11月4日から13日までの10日間の日程で、市内の小学生10校から5、6年生12名の児童がオランダを訪問する。2名1組でホームステイをしながらアンネ・フランク・スクールの児童との交流を深める予定となっている。市内の小学校を通じて募集したところ、150名近くの応募があり、最初に

抽せん、その後、面接の２段階の選考を経て、今回の１２名を決定させていただいているところである。引率者については、佐倉日蘭協会から２名、文化課職員１名、計３名で引率する予定である。

⑧いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

９月末日のいじめの認知件数については、小学校が１０１件、中学校が６６件の合計１６７件であった。昨年度の同時期と比較すると、小学校では４１件の減少、中学校では１３件の増加という形である。

小学校の認知件数が昨年度の同時期と比較して５件以上減少した学校に調査をしたところ、いじめの事象が発覚した際には速やかに全校集会や校内放送等を使って校長みずからが講話を行い、再発防止に努めていること、また年度初めの学級編制の際に昨年度の子どもの人間関係を十分に考慮したクラス編制を行った結果、件数が減少したというような報告があった。初期対応が非常にスムーズに行われている学校ほどいじめの認知件数が減少傾向にあるというようなことがあらわれている。

また、中学校の増加に関しては、大幅にふえた学校は２校あったが、いずれの学校もアンケート調査の中からの発見で、そのアンケート調査の上がってきた件数が昨年よりふえたというようなものであった。

内容としては、今までと同様に冷やかしからいなど、言葉によるものが６割以上を占めている状況である。重大ないじめにつながる案件の報告はなかった。

また、９月末では特に塾など、習い事に行った際にいじめを受けたという報告や何かも多数上がったということがあった。また、複数で特定の子どもをいじめたという案件も４件発生している。

今後もしじめに対するアンテナを高くして、事案の早期発見、それから即日対応に心がけてまいりたいと思う。

⑨感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

９月１６日から１０月１６日までの１カ月間であるが、市内全体では溶連菌の感染症が４１名、感染性胃腸炎が２３名出ている。全体的には出席停止となる子どもたちの状況は昨年度に比較しても非常に少ない状況である。ただ、１学期末に２校で感染性胃腸炎のほうで保健所からの指導を受けているという経緯もあるので、今後も各学校に手洗い、うがいの徹底を進めていってほしいと依頼したところである。

⑩武家屋敷の使用料に関する規則の一部改正について【文化課長】

武家屋敷の使用料に関する規則の一部改正について報告する。

前回、会議において協議いただいた文化財施設の使用料に関する２件の規則の改正について、該当するこの条例改正が８月議会で可決されたことから、今回の教育委員会において議決事項として上程すべき事項として事務を進めていたが、規則の改正に伴う意見公募手続について法規担当と調整した中で、当初は条例改正に伴う規則の必然的な改正ということで意見公募手続は必要ないだろうということでの調整をしていたが、改めて法規担当の行政管理課と協議したところ、佐倉市武家屋敷の管理及び運営に関する規則の一部改正につ

いては、意見公募手続を実施すべきだろうということの見解をいただいた。それを受け、現在、意見公募手続を実施しているところであり、本来は今回の会議ということで予定していたが、次回の 11 月の定例教育委員会議で議決事項として上程させていただければと考えている。

また、同じもう一件の旧堀田邸佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例施行規則の一部改正については、特に問題はないが、これまで関連性が高い規則ということであわせてご協議いただいていたこともあったので、これについても来月、11 月の会議において審議いただければと考えている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

感染症について、きょう詳しい資料がないので、余り数字を出せないが、まず先ほど溶連菌感染症については落ちついてきている。それから、手足口病についても減少しているので、まず心配はなくなると思う。それから、インフルエンザについては、まだ特に流行ということはない。例年と同じ印旛管内の定点あたりはまだ 1 桁なので、1 施設当たり 0.0 幾つまでということで、余り心配ないと思う。ただ、予防接種を始める時期なので、特に小中学校に関してはあらかじめ受けておいたほうがいいだろうということで、そこだけ注意をしていただければと思う。

【委員 1 名より】

全国学力・学習状況調査について、保護者の方から個々の学校名について公表してほしいという意見は出ているか。

【教育センター所長】

保護者については、ホームページで自校のものについては見られるということと、それからいろいろ報道のほうでも他校と比べないというようなこともあるので、そういう意見についてはうちのほうには聞こえてきてはいない。

【委員 1 名より】

ホームページで個々の学校については見られるということか、今の答えというのは。

【教育センター所長】

各学校で、先ほどご説明の中で申したように過度の競争にならないような形で、点数という形ではなくて、こういう点が本校では劣っているのかというような形で公表されている。

【委員 1 名より】

そうすると、点数は出ていないということでしょうか。わかりました。要するにこういう改善点があった、ということだけということか。

【教育センター所長】

はい。

【教育長職務代理者】

全国学力・学習状況調査についてお伺いしたいのだが、毎年課題、問題は変化するわけだが、観点あるいは領域という見方をすると、問題の具体的な内容は異なっているけれども、同じ観点、領域の出題がされているわけだが、その辺を経年で比較したときに、佐倉市の状況はどういう形になるのか、分析されているか。

【教育センター所長】

手持ちの資料には各教科の細かい観点については把握していないが、経年で調べたものについて例えば、国語Aについて過去4年間では3年間上回っているというような形でまとめさせていただいている。小学校の場合であれば、国語Bについては過去4年間全てB問題についても佐倉市のほうでは上回っている。そのような形で報告はできるがよろしいか。

【教育長職務代理人】

やはり授業の改善をするということは、一つ一つの具体的な課題もさることながら、例えば国語であれば説明文についてはこういう点は強いとか、こういうところが課題に毎年同じようなことが続くとか、そういったところを分析されることが必要かなと思っているので、その辺のところを加味して、またご検討いただければと思っています。

【委員1名より】

議会の答弁書を読ませていただいた。教育長、大変でございました。内容を見ると、図書館問題がやっぱりメインで、あとは教職員の労働環境について質問がなされている。過重労働、多忙解消については、組織が大きくなると、そこにはその中で一生懸命やる人間とやらない人間と全くやる気がない人間とが必ず出てくる。その原因は、やる気がないのか能力がないのかという2つになるかと思う。その中で、そういう職員の把握があって、それに対して対策を講じているのか、もしくは教職員の労働の平準化を図るための対策を何か講じているのか、このようなことについていかがか。

【教育長】

委員から話があった部分について、学校の教員は委員もご承知のとおり、ちょっと視点がずれるが、残業手当はつかない。給特法といって、国の法律があり、学校の教員について時間外勤務はない。その分教職調整手当というのがあり、今の水準、基本給に対する4%の手当がある。一方、その4%に値するのは何かといった場合、職員会議で時間外になった場合はそっちに入る。それから、学校での非常災害等に関するもの、それからもう一つは高等学校を対象としているが、いわゆる自主活動に対しての時間、もう一つは修学旅行等、そういったものについては当然時間外になるが、教職調整手当で補うことによって職務を遂行していただくという形になっている。一方、学校現場は朝8時に始まって授業が終わるのは大体4時なので、それで通常だと8時から4時半までが通常勤務、7時間45分となるので、おのずから学校社会というのは勤務時間外が多いということがある。その中で、一番は1人でやらなければいけない仕事はしてもらうのだが、複数でやる仕事はみんなですべてお互い補っていくというような学校内での組織指導体制を一層充実させていくということが一番重要である。ここはこうなるというマニュアルがつかれないところが学校現場でなかなか難しいところであり、その辺のところをしっかりとやるということと、一方教育委員会はそのことについて何かあったら学校を支援していくという、一緒に対応していくということで、大変忙しいけれども、職場は心地いいのだよという形で進めていったらいいかなというふうには思っている。ここはこうだとはなかなか言えない状況であるが、学校現場のそういう背景があるということとはご理解いただけたらと思う。ちょっと答えにならないが。

【委員 1 名より】

一番中で困るのは、自分は一生懸命休みを潰してやっている中で、やらない人間は普通の勤務で、例えば時間ぴったりに帰るとか、そういう不平等感が生まれると、その中で教員同士がぎくしゃくすると思う。そういう意味での労働の平準化とか負担の平準化とか、そういうものを図っていくのが大事なのかなという、私も常々そういう組織にいたので、私ができたわけではないのだが、そういうことを考えていた。それで、必ずそう言われるのは、さっきの繰り返しになるが、能力がない、それかやる気がない。やる気がないのは、何か原因があるかもしれない。そこら辺を踏まえながら、少なくとも志だけでは全員ができない面もあるかと思うので、そこら辺で目に見えるような平準化、例えばこの中ではちょっとえげつないが、昇給の面だとか待遇の面だとか手当の面とか、そういう面での手当をしてあげること、それともう一つはやらない人間に対しては厳しく指導する、ここら辺の信賞必罰が大事なのかなというふうに思っているので、お願いしたいと思う。

【教育長】

十分委員のお話を参考にしたいと思う。

【委員 1 名より】

佐倉市幼・小・中学校図画書写作品展について、今年度は期間中 3 日間ともかなり悪天候で雨が続いたというところもあったかと思うが、来場者の合計数が人数もかなり多くいらっしまったということで、保護者、また地域の方の関心が非常に高いのかなというふうに感じた。

ちなみに、今年度は例年より 1 日少ないということだが、これに関しては何かアンケートとかでご意見か何かはあったりしたのか。

【指導課長】

昨年度、日程調整させていただいているときに、実はこの時期非常に美術館の作品展の奪い合いみたいな形に、ある意味なってしまう状況であったが、やはり団体さんがいろいろと入っている状況で、例年だと土曜、日曜、月曜と 3 連休になっているところにたまたま当てさせていただいていたのだが、その場所が 1 週ずれてしまったということが今回 1 日少なくなった原因ではある。実際にお祭りがあってということで、数は日曜日とかは、やはり 3,000 人以上見えていたという形であった。ちょうど入り口のほうで今回工事の関係でちょっとずれている状況ではあったが、見ていただいた方々のほうにはよくやっているねという好評を得たというところはあった。ただ、やはり期間がどうしても時間的には 6 時までという形なので、もうちょっと長く時間やってくれないかとかいう要望や何かはあった。その辺はまた検討してまいりたいと思う。

【委員 1 名より】

周りからもお祭りとあわせて、それこそ祖父母の方と一緒に見に行けたというお声もあったので、そういうところできいろいろとお祭りとの兼ね合いで工夫されていたということが聞けてよかった。ありがとうございます。

また、佐倉学の子供作品展についても、出品作品、非常に皆さん力の入ったいい作品があったかなと思う。この佐倉学バッジを佐倉学ジュニアリーダーとして認定されたということで、ぜひこれを手にした皆さんはまた誇りを持って学校のほうで佐倉学について広めてもらえたらと思った。

【委員 1 名より】

今の佐倉学子供作品展について、各校 2 点以内ということだが、中学校の出品が 4 点しかないのは、これはかなり少ないのかなと思う。どういうふうに募集をされているか、それとも自発的に出しているのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

【社会教育課長】

佐倉学子供作品展については、校長会議、教頭会議でまず、お知らせをする中で、各学校のほうで児童生徒にお知らせをさせていただいている。去年の状況を見たが、中学生、やはり 1、2 年生は出るけれども、3 年生はちょっと少ない状況になっている。今回小学校 1、2 年生も出ていないので、そこら辺も工夫して今後ともやっていきたいと考えている。

【委員 1 名より】

佐倉幼・小・中学校図画書写作品展と時期が重なっている。作品については、やはり分散してしまうという影響はあるのか。

【社会教育課長】

佐倉学子供作品展は、昨年度から開催をしている。その中で、夏休み等で子どもたちがつくる時間も、実際つくっている作品があるという話を聞いたので、昨年からは始めている。時期も、幼・小・中図画作品展、これとあわせて学校の先生方も募集とか搬入搬出とかも一緒にできるという形でやらせていただいている。

【委員 1 名より】

佐倉学子供作品展がちょっと寂しいので、せっかくされるのなら、両方盛り上げてということも、先生方の負担も大変でしょうかね。それから、社会教育課の負担も結構あるということか、同時にやるということは。

【社会教育課長】

始めて 2 回目なので、各学校 2 点以内ということでやっているが、学校規模等もあるので、そこら辺も工夫をしながら佐倉学作品展、会場がある程度限られるので、あと壁とか少しあいている部分もあるので、そこら辺はもう少しふやしていきたいと考えている。

【委員 1 名より】

せっかくいい行事が始まったみたいなので、工夫をしてやっていただくともう少し盛り上がるのではないかなと思う。よろしくお願いします。

【社会教育課長】

わかりました。

3 協議事項

協議事項(1) 佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
社会教育課長より上程協議題の説明

内容：佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明する。

対象となる例規については、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例となる。こちら平成 29 年 4 月に策定された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき公民館使用料について見直し検討を行ってきた。これまでの状況については、5 月 26 日に開催の第 1 回公民館運営審議会では報告、6 月 27 日開催の社会教育委

員会議で報告、6月21日開催の教育委員会での協議、その後、再度公民館職員による検討を行い、10月6日には第2回の公民館運営審議会での報告を行っている。第1回公民館運営審議会では、基本方針の内容を説明した。その後、各委員からご意見をいただいている。意見の内容としては、現状維持、こちら無料、これが望ましい。減免の取り扱い等を含め慎重な審議が必要。光熱水費等の負担は必要。社会教育施設であっても利用者は適切な利用料を負担すべき。有料化は将来の備えとしても必要である。使用料、手数料は原則として有料などである。また、第2回の公民館運営審議会では公民館使用料の改正内容について説明し、ご意見をいただいている。内容としては、公民館が有料となった場合でも公民館の使用制限、これは社会教育法の禁止項目、23条になる、これは変わらないかという確認があった。これは変わらないということである。また、自主サークル等の使用状況や実際の収入見込みの質問があった。また、子ども会等の団体等の取り扱い、利用者への周知期間についてである。使用料についてはご理解をいただいた状況である。

見直しの検討のまとめとしては、次の2ページの4に施策の内容にも記載しているが、基本方針の行政サービスを受ける方と受けない方との公平性を確保すること、さらに一定の収入が確保されることで公民館の管理内容の充実、施設保全及び設置継続を図ること、これらにより住民の公民館使用に際しご負担をいただく料金の新設、公民館事業以外の使用料を改正することとした。

1ページの大きな3番の対応方針、(1)、使用料の額の新設については、これまで無料としてきた市内の住民の使用について使用料を新たに設けるものである。これについては、同じページの下に(3)がある。積算方法になるが、こちらの基準に基づき公民館の管理部門に関する経費について各部屋の使用料を算出し、利用面積区分ごとの平均をとった料金としている。

次の(2)、使用料の額の改定については、これまで別表第3としてある社会教育法22条に規定する公民館事業以外の使用に係る使用料を改定するものである。

続いて、2ページ(4)、割り増し規定については、こちらも基本方針に基づき他の施設と同様に住民以外の使用について10割増しの使用料とする。

次の(5)、その他としては、条例に使用料の減免及び還付について規定する。減免関係については、条例で減免または免除ができる旨を規定し、管理規則において基準を規定する予定である。

次の(6)施行の日については、改正に係る施設の使用料の適用を他の使用料改正と同様に周知期間6カ月をいただき平成30年7月1日以後とする予定である。

この後の改正予定としては、11月1日に法規審査委員会、11月の定例教育委員会議で議案を出したいと考えている。その後、11月議会に上程の予定である。

続いて、3ページ、新旧対照表を説明させていただく。第8条は、使用料となる。現在住民の使用料は無料、これ以外の使用は使用料を徴するとの規定を新たに第1項で使用者、これは使用の際に別表第3に定める使用料を納入する。第2項として、公民館事業以外の使用に係る使用者、公民館事業以外の場合、これは別表第4に定める使用料を納入する。こちらは、住民利用の10割増しとなっている。

次の第9条については使用料の減免、第10条は使用料の還付制限を追加する。

第11条から13条は、この2条を追加したため条数の変更となっている。

4ページ、別表第3については、これまで無料としてきた市内の住民の使用につい

ての使用料となる。備考として、備考に 1 として本市の住民以外の使用については 10 割増しを別に徴すること、2 に使用時間が 1 時間未満の端数は 1 時間とみなすこと、3 にただし、使用が 30 分以下の場合は時間単位の使用料の半額とし、10 円未満を切り捨てる、5 円単位はつけない、10 円単位とするという考え方である。

次の別表第 4 は、公民館事業以外の使用に係る使用料を改正するものである。市内の住民の使用、別表第 3 の 2 倍の使用料となっている。

こちらの新旧対照表、法規担当と詳細をさらに詰めているので、表現が少し変わる場合があるが、料金等の変更はないと考えている。

協議事項の説明は以上であるが、公民館使用料の見直しについては、これまで無料としてきた住民の使用について使用料を設けるものであり、十分な検討時間を要したことにより他の条例改正と協議時期が異なったが、今後とも十分な対応を図ってまいりたいと存じているので、ご協議をお願いします。

なお、6 ページから社会教育法、11 ページから佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例、16 ページから佐倉市立公民館の管理運営に関する規則を添付している。

《協議事項についての質疑概要省略》

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成 29 年 11 月定例会 11 月 15 日（水）午後 2 時 00 分より
社会福祉センター 2 階会議室